

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

根室市の人口は、1966年（昭和41年）の49,896人をピークに出生数の低下や転出者の増加などにより減少傾向が続き、2010年（平成22年）には3万人を下回り、2023年（令和5年）5月1日現在、23,142人まで減少している。

年齢3区分人口では、少子高齢化の進行から年少人口の減少と、老年人口の大幅な増加が見られ、2000年（平成12年）には、老年人口が年少人口を上回り、その差は年々広がっており、今後、少子化や高齢化がさらに進むことが予想される中、少子高齢化社会に対応した生産性の向上が必要となっている。

（図1）

根室市の産業構造を就業者数で見ると、漁業が全体の16%と最も多く、次いで、製造業が15%、卸売・小売業が14%となっており、概ねこの3業種で全体の約半数を占めている。（図2）

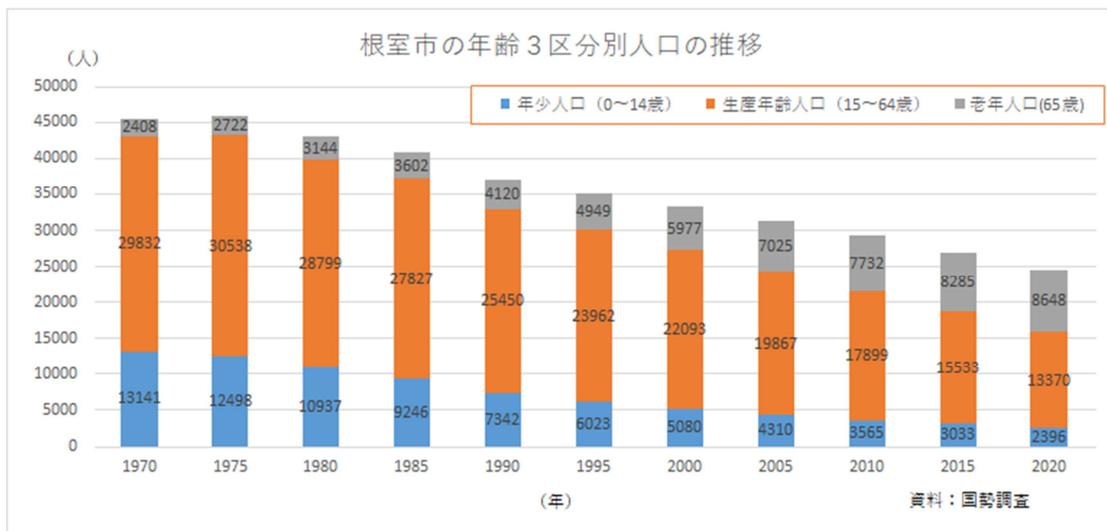
製造業については、就業者数の約82%を食料品製造業が占め、またその大半が水産食料品製造業となっており、漁業と併せ、当市の就業者の約3割は水産関係に従事しており、当市の基幹産業となっている。

また、経済センサス基礎調査（平成28年）によると、根室市内の企業の約98%が従業員50人以下となっており、根室市の経済は中小企業によって支えられていると言える。

その一方で、中小企業は、製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。（図3）

このような中、市内中小企業の労働生産性向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

<図1>

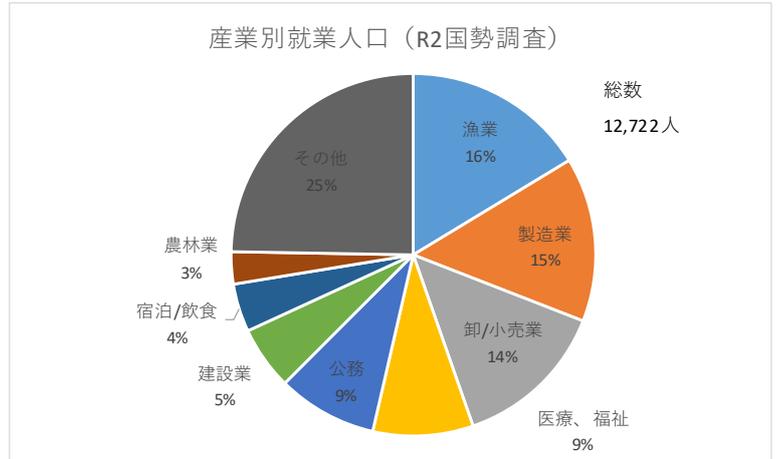


< 図 2 >

【産業別就業人口推移（国勢調査）】

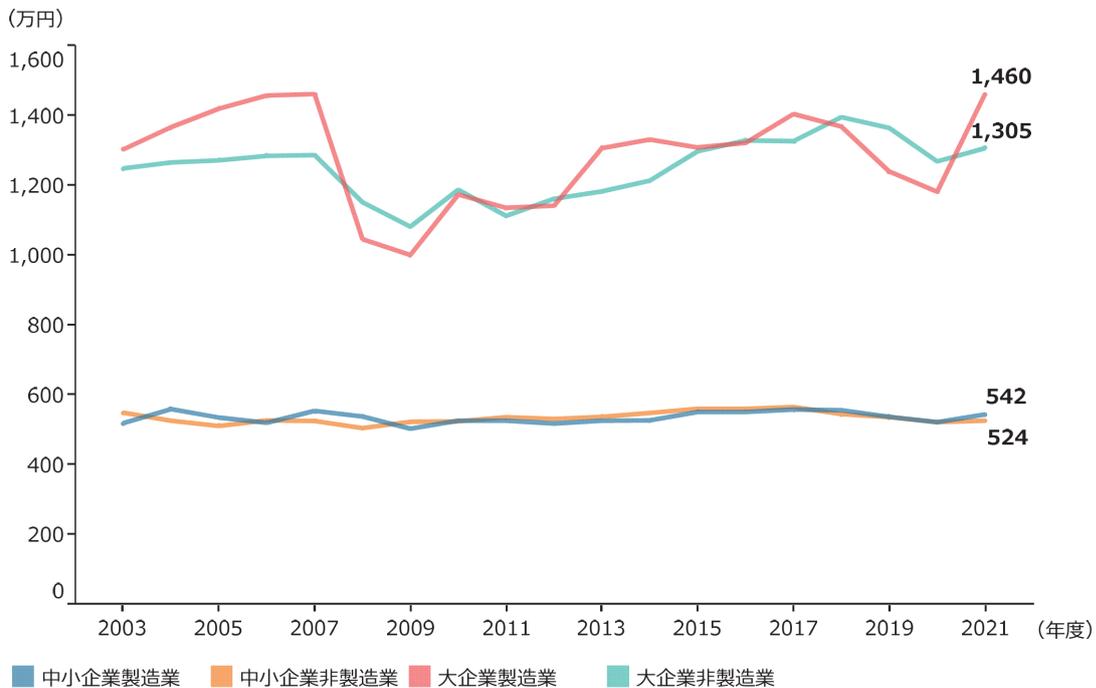
	H2	H12	H22	R2
漁業	4,247	3,275	2,578	2,072
製造業	3,090	3,109	2,770	1,866
卸小売業	3,677	3,377	2,166	1,746
全産業	19,008	17,848	15,104	12,722
3業種割合	57.94%	54.69%	49.75%	44.68%

※卸小売業についてはH12まで飲食店含む。



< 図 3 >

企業規模別に見た、従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

（注）1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

根室市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる地域は、根室市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

根室市内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT化導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月11日～令和7年6月10日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定を対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。